



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和7年12月12日

健康保険被保険者証の廃止に伴う入札時の技術者等の 雇用関係の確認方法について（周知）

令和7年12月1日をもって健康保険被保険者証の有効期限が終了したことに伴い、令和7年12月2日以降、健康保険被保険者証については落札候補者が提出する配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類として認められませんので御注意ください。

なお、令和7年12月2日以降、配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類は次のとおりです。

- 1 監理技術者資格者証の写し
- 2 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し
- 3 年金事務所作成の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- 4 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- 5 その他雇用関係が確認できる書類の写し